

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十二号）（教職員課）

一 趣旨

平成二十七年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた学校職員の給与についての勧告に基づき、学校職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、給料表ごとの級別基準職務表を定める等するための改正

二 内容

(一) 人事委員会の勧告に基づく給与改定

ア 給料表を若年層に重点を置いて引上げ

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

(二) 地方公務員法の一部改正に伴う級別基準職務表等の規定

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの平成二十八年度の勤勉手当の支給割合及び二(二)は

平成二十八年四月一日